



歴史的街道区域（一般区域）※

No.	区域線
A	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線
B	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線
C	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線の道路端

- : 熊野街道
- : 街道（景観行政団体部分）
- : 街道（道が喪失しているところ）

100 0 100 200 300 400 500 m



※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域）です。